

下関市発電施設建設ナビ

～ 行政窓口のご案内 ～

改訂版

(令和7年6月)



下関市環境部環境政策課

この「下関市発電施設建設ナビ」は、下関市内で発電施設の建設をご検討の方にご活用いただくことを目的として、発電施設を建設する際に必要となる主要な行政手続や、相談窓口についてまとめています。

本建設ナビに掲載したもの以外にも手續が必要な場合がありますので、経済産業省資源エネルギー庁発行の「再生可能エネルギー事業支援ガイドブック」等を併せてご確認ください。

【目 次】

I. 発電施設を建設する場合に必要な手続

1 土地造成に関するもの	1
2 建築行為に関するもの	6
3 環境・消防に関するもの	9
4 緑化・景観に関するもの	14
5 水道（工業用水道）・下水道に関するもの	15
6 下関市以外への届出	16
7 その他留意が必要な点	17

II. 再生可能エネルギー別 導入フロー

1 太陽光発電（50kW 以上）	19
2 太陽光発電（50kW 未満）	20
3 風力発電（陸上）	21
4 風力発電（洋上）	22
5 地熱発電	23
6 水力発電	24
7 バイオマス発電	25

I. 発電施設を建設する 場合に必要な手続

発電施設を建設する場合に必要な手続管轄

1 土地造成に関するもの

法律・条令等	内容	手続	問合せ先
○都市計画法	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域、市街化調整区域の確認 ・用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域の確認 ・地区計画の確認 ・都市計画施設区域の確認 	窓口（市役所本庁舎東棟3F） 下関市ホームページで確認	【下関市】 都市整備部 都市計画課 ☎ (083) 231-1932
○国土利用計画法	市街化区域では 2,000 m ² 以上、市街化区域外の都市計画区域では 5,000 m ² 以上、都市計画区域外では 10,000 m ² 以上の土地の売買等の契約を締結した場合	契約を締結した日から 2 週間以内（契約締結日を含む）に、届出が必要です。	【下関市】 (本庁管内) 都市整備部 都市計画課 ☎ (083) 231-1360 (総合支所管内) 菊川総合支所建設農林課
○公有地の拡大の推進に関する法律	市街化区域では 5,000 m ² 以上、市街化区域外の都市計画区域（市街化調整区域を除く）では 10,000 m ² 以上、都市計画決定された道路などの都市計画施設の区域では 100 m ² 以上の土地の取引をする場合	契約締結前（3 週間前が目安）に市長に届出が必要です。	☎ (083) 287-4016 豊田総合支所建設農林課 ☎ (083) 766-1054 豊浦総合支所建設農林水産課 ☎ (083) 772-4025 豊北総合支所建設農林水産課 ☎ (083) 782-1920
○都市計画法 ○下関市開発行為等の許可の基準に関する条例 ○開発許可ハンドブック（要綱）	<p><u>市街化区域内及び区域区分が定められていない都市計画区域</u>においては 1,000 m²以上、その他の区域においては 1ha 以上の開発行為（建築物の建築等を目的として行う土地の区画形質の変更）をする場合</p> <p>※市街化調整区域内では、原則として開発行為はできません。 (一定の要件を満たす場合には、例外規定の適用があります。)</p>	事前に市長に申請し、許可が必要です。	【下関市】 都市整備部 建築指導課 ☎ (083) 227-2477

法律・条令等	内容	手續	問合せ先
○宅地造成及び特定盛土等規制法 (※当面は、改正前の宅地造成等規制法による)	施行区域が宅地造成工事規制区域にある場合 ※都市計画法の許可申請を行う場合、同法の許可は不要です。	事前に市長に申請し、許可が必要です。	【下関市】 都市整備部 建築指導課 ☎ (083) 227-2477
○下関市環境保全条例	開発面積500 m ² 以上の宅地の造成等を行う場合に届出が必要です。	事前に相談してください。	【下関市】 (本庁管内) 都市整備部 建築指導課 ☎ (083) 231-2065 (総合支所管内) 菊川総合支所市民生活課 ☎ (083) 287-4004 豊田総合支所市民生活課 ☎ (083) 766-2187 豊浦総合支所市民生活課 ☎ (083) 772-4017 豊北総合支所市民生活課 ☎ (083) 782-1925
○景観法 ○下関市景観条例 ○閨門景観条例	土地の形質の変更、水面の埋立て、干拓等を行う場合	地区ごとの景観形成方針に基づき計画、設計していただき、事前に届出・協議をしてください。	【下関市】 都市整備部 都市計画課 ☎ (083) 231-1225
○下関市風致地区内における建築等の規制に関する条例	建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為を行う場合	事前に市長に申請し、許可が必要です。 ※下関市ホームページ等で確認	【下関市】 都市整備部 公園緑地課 ☎ (083) 231-1934
○都市緑地法	緑地協定の確認	窓口で確認	

法律・条令等	内容	手續	問合せ先
○農地法	<p>【市街化区域内の農地の場合】 農地等転用届出が必要です。</p> <p>【市街化区域外の農地の場合】 農地等転用許可申請が必要です。</p>	事前に相談してください。	<p>【下関市】 農業委員会事務局 (本局) ☎ (083) 223-6536 (北部支局: 豊田 総合支所内) ☎ (083) 766-2729</p>
○農業振興地域の整備に関する法律	<p>農用地区域内において開発行為を行う場合、同地域からの除外等の手続が必要です。</p> <p>※農用地区域内では、原則として開発行為はできません。</p>	事前に相談してください。	<p>【下関市】 (本庁管内) 農林水産振興部 農業振興課 ☎ (083) 231-1250 (総合支所管内) 菊川総合支所建設農林課 ☎ (083) 287-4008 豊田総合支所建設農林課 ☎ (083) 766-2824 豊浦総合支所建設農林水産課 ☎ (083) 772-4030 豊北総合支所建設農林水産課 ☎ (083) 782-1926</p>
○海岸法	海岸保全区域内では、海岸法第7条第1項の規定による占用(海岸保全施設以外の施設又は工作物を設けて海岸保全区域を占用しようとすること等)を行う場合及び海岸法第8条第1項の規定による行為(土地の掘削、盛土又は切土等)を行う場合には海岸管理者の許可を受ける必要があります。	事前に市長又は山口県知事に申請し、許可が必要です。	<p>(下関港海岸) 【下関市】 港湾局 施設課 ☎ (083) 231-4173 (下関港海岸以外) 【山口県】 下関土木建築事務所 維持管理課 ☎ (083) 223-7103</p>

法律・条令等	内容	手續	問合せ先
○文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地内で土木工事等を実施しようとする場合	文化財保護法第93条第1項に基づき、工事着手60日前までに市教育委員会を経由して山口県知事宛てに届出が必要です。 ※周知の埋蔵文化財包蔵地の分布照会や法令上の手続等については、事前にご相談ください。	【下関市】 (本庁管内) 教育委員会教育部 文化財保護課 ☎(083)252-3867 (総合支所管内) 菊川教育支所 ☎(083)287-4026 豊田教育支所 ☎(083)766-2101 豊浦教育支所 ☎(083)772-2117 豊北教育支所 ☎(083)782-1963
○文化財保護法 ○山口県文化財保護条例 ○下関市文化財保護条例	史跡・名勝・天然記念物等の指定地内で現状変更等の行為を行う場合	文化財指定地内の行為については、原則、制限されています。文化財への影響が軽微な行為についても、現状変更等許可の申請が必要で、許可なく現状を変更する行為は認められません。 ※許可権限は、指定区分や内容によって異なります。 ※文化財の照会や法令上の手続等については、事前にご相談ください。	【下関市】 (本庁管内) 教育委員会教育部 文化財保護課 ☎(083)252-3867 (総合支所管内) 菊川教育支所 ☎(083)287-4026 豊田教育支所 ☎(083)766-2101 豊浦教育支所 ☎(083)772-2117 豊北教育支所 ☎(083)782-1963

法律・条令等	内容	手續	問合せ先
○砂防法 ○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ○地すべり等防止法	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防指定地の確認 ・急傾斜地崩壊危険区域の確認 ・地すべり防止区域の確認 ・上記区域内で土地造成等の行為を行う場合は、区域管理者の許可が必要です。 	事前に相談してください。	【山口県】 下関土木建築事務所 維持管理課 ☎ (083) 223-7103

その他、道路法・河川法（→道路河川管理課）、自然公園法・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（→山口県自然保護課）、森林法（→山口県森林整備課、下関市農林水産整備課）、など開発行為に関する法律や、土地の規制に関する公有水面埋立法（→山口県港湾課、下関市港湾局、農林水産整備課）などもありますので、ご注意ください。

2 建築行為に関するもの

法律・条令等	内容	手続	問合せ先
○建築基準法	<p>建築物、工作物を建てる場合には確認申請の手続が必要です。</p> <p>①建築申請</p> <p>建築主事又は指定確認検査機関へ確認申請書を提出し、建築基準法等の基準に適合していることについて確認を受ける必要があります。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>②中間検査申請</p> <p>建築基準法及び下関市が指定した建築物について、指定した工程が終了した段階で、建築主事又は指定確認検査機関の検査を受け、中間検査合格証の交付を受ける必要があります。</p> <p>※構造、規模等で中間検査の対象建築物を指定していますので確認してください。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>③完了検査申請</p> <p>建築物、工作物の構築工事が完了した段階で、建築主事又は指定確認検査機関の完了検査を受けてください。</p> <p>完了検査済証の交付を受けなければ建築物を使用することはできません。</p> <p>※仮使用認定申請</p> <p>完了検査済証の交付を受けるまでに、建築物を使用しようとする場合は、特定行政庁、建築主事又は指定確認検査機関による仮使用の認定が必要です。</p> <p>※改正建築基準法により、民間の指定確認検査機関でも確認・検査業務が行えるようになりました。</p>		<p>【下関市】</p> <p>都市整備部</p> <p>建築指導課</p> <p>☎ (083) 231-1380</p>

法律・条令等	内容	手續	問合せ先
○景観法 ○下関市景観条例 ○関門景観条例 (色彩含む)	建築物、工作物等の新築、増改築、大規模の修繕・模様替え、外観の過半にわたる色彩の変更等を行う場合	地区ごとの景観形成方針と色彩基準に基づき計画、設計していただき、事前に届出・協議をしてください。	【下関市】 都市整備部 都市計画課 ☎ (083) 231-1225
○下関市風致地区内における建築等の規制に関する条例	建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為を行う場合	事前に市長に申請し、許可が必要です。 ※下関市ホームページ等で確認	【下関市】 都市整備部 公園緑地課 ☎ (083) 231-1934
○下関港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例	臨港地区内では、建築物その他構築物について規制があります。	確認は、原則として建築確認申請の中で行われます。	(下関港) 【下関市】 港湾局 施設課 ☎ (083) 231-4173 (下関港以外) 【山口県】 下関土木建築事務所 維持管理課 ☎ (083) 223-7103
○港湾法	臨港地区内にある工場又は事業場で、作業場の床面積の合計が 2,500 m ² 以上又は、敷地面積が 5,000 m ² 以上であるものの新設又は増設の場合	工事開始日の 60 日前までに港湾管理者に届出が必要です。	
○下関港港湾区域内及び下関港港湾隣接地域内における工事等の規制に関する規則	港湾隣接地域内では、構築物の載荷重規制がかかる場合があります。 港湾隣接地域内では、港湾法第 37 条第 1 項各号に掲げる行為（動力を用いて地下水を採取するための施設等の建設等）を行う場合には許可を受ける必要があります。	事前に市長に申請し、許可が必要です。	

法律・条令等	内容	手續	問合せ先
○下関港港湾区域内の海岸保全区域内における工事等の規制に関する規則	下関港海岸の海岸保全区域内では、海岸法第7条第1項の規定による占用（海岸保全施設以外の施設又は工作物を設けて海岸保全区域を占用しようすること等）を行う場合及び海岸法第8条第1項の規定による行為（土石を採取すること、施設を新築し、又は改築すること等）を行う場合には許可を受ける必要があります。	事前に市長に申請し、許可が必要です。	【下関市】 港湾局 施設課 ☎(083) 231-4173
○港湾法 ○公有水面埋立法	港湾区域（水域）及び港湾計画における土地利用を定めた陸域において、発電施設を建設する場合	港湾計画の変更手続、又は埋立地の用途の変更が必要となる場合があるため、事前に相談してください。	(下関港) 【下関市】 港湾局 経営課 ☎(083) 231-4352 (下関港以外) 【山口県】 下関土木建築事務所 維持管理課 ☎(083) 223-7103

その他、海岸法など建築行為に関係する法律がありますので、ご注意ください。

3 環境・消防に関するもの

法律・条令等	内容	手續	問合せ先
○土壤汚染対策法	<p>掘削部分と盛土部分の合計が3,000 m²以上の土地の形質の変更を行う場合 ※同法第3条、第14条に関するものは別途手続が必要です。</p>	<p>着手 30日前までに届出が必要です。 地歴を調査し、特定有害物質の使用履歴があれば、調査命令が出る場合があります。</p>	<p>【下関市】 環境部 環境政策課 ☎ (083) 252-7151</p>
○大気汚染防止法	<p>ばい煙・粉じん発生施設又は揮発性有機化合物排出施設を設置又は変更する場合 ※ばい煙、一般粉じん発生施設については、法の規制要件に該当しない小規模の施設についても、<u>山口県公害防止条例</u>により規制しています。 ※電気事業法に係る場合、事前届出適用除外があります。 ※水銀排出施設又は要排出抑制施設を所有している方は、別途ご相談ください。</p>	<p>設置又は変更（工事着手を含む）の60日前までに届出が必要です。</p>	
○水質汚濁防止法	<p>公共用水域に水を排出する者で、特定施設を設置若しくは変更する場合、又は有害物質貯蔵指定施設を設置若しくは変更する場合 ※法の規制要件に該当しない小規模の施設についても、<u>山口県公害防止条例</u>により規制しています。</p>	<p>設置（工事着手を含む）の60日前までに届出が必要です。</p>	

法律・条令等	内容	手續	問合せ先
○瀬戸内海環境保全特別措置法 (瀬戸内法)	指定区域に所在し、公共用水域へ1日あたり50m ³ 以上の水を排出する工場・事業所が特定施設を設置変更する場合	事前に市長に申請し、許可が必要です。(設置の約90日前に申請)	【下関市】 環境部 環境政策課 ☎(083)252-7151
○騒音規制法	指定地域内において特定施設を設置又は追加する場合 ※法の要件に該当しないものでも、 <u>山口県公害防止条例</u> により規制される場合があります。	設置(工事着手を含む)工事開始日30日前までに届出が必要です。	
○振動規制法	指定地域内において特定施設を設置又は追加する場合 ※法の要件に該当しないものでも、 <u>山口県公害防止条例</u> により規制される場合があります。	設置(工事着手を含む)工事開始日30日前までに届出が必要です。	
○ダイオキシン類対策特別措置法	特定施設を設置又は変更する場合	設置(工事着手を含む)の60日前までに届出が必要です。	
○下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例	出力の合計が10kW以上の太陽光発電施設を設置する場合(建築基準法第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上等に設置するものを除く。)	事前協議の届出等が必要です。 ※下関市ホームページで確認。	【下関市】 環境部 環境政策課 ☎(083)252-7115
○環境影響評価法 ○山口県環境影響評価条例	一定の要件に該当する大規模な発電所等の建設(増設も含む)並びに土地の造成事業を実施する場合に、環境アセスメントの手続が必要になります。 【県条例のアセス対象】 ・水力発電所 出力1.5万kW以上 ・火力発電所 出力7.5万kW以上	事業実施(工事着手)前に環境影響評価手続を完了する必要があります。 事前に相談してください。	【山口県】 環境生活部 環境政策課 ☎(083)933-2933

法律・条令等	内容	手續	問合せ先
【続き】 ○環境影響評価法 ○山口県環境影響評価条例	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電所 出力 0.5 万 kW 以上 ・太陽光発電所 敷地面積 50ha 以上又は森林伐採区域 20ha 以上 ・廃棄物焼却施設 処理能力 200 トン／日以上 等 ・水面の埋立又は干拓 15ha 以上 ・工業団地の造成 50ha 以上 <p>【法のアセス対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水力発電所 出力 2.25 万 kW 以上 ・火力発電所 出力 11.25 万 kW 以上 ・地熱発電所 出力 0.75 万 kW 以上 ・原子力発電所 すべて ・風力発電所 出力 3.75 万 kW 以上 ・太陽光発電所 出力 3 万 kW 以上 等 	<p>事業実施(工事着手)前に環境影響評価手続を完了する必要があります。</p> <p>事前に相談してください。</p>	<p>【山口県】 環境生活部 環境政策課 ☎ (083) 933-2933</p>
○浄化槽法	<p>浄化槽を設置する場合 ※建築確認申請を行う場合は同申請において浄化槽設置に関する確認を行うため、浄化槽法に基づく届出は必要ありません。</p>	<p>設置(工事着手を含む)の 21 日(型式認定浄化槽は 10 日)前までに届出が必要です。</p>	<p>【下関市】 環境部 廃棄物対策課 ☎ (083) 252-0978</p>

法律・条令等	内容	手續	問合せ先
○下水道法 ○下関市下水道条例	公共下水道を使用している者が特定施設を設置又は変更する場合	設置(工事着手を含む)の60日前までに届出が必要です。	【下関市】 上下水道局 下水道施設課 (水質係) ☎ (083) 254-4684
	・1日最大汚水量50m ³ 以上を下水へ排出する場合 ・汚水量に関係なく、水質基準に適合しない下水を排出する場合 ・特定施設の設置者が公共下水道を使用する場合	あらかじめ使用開始届の提出が必要です。	
	公共下水道を使用している者が除害施設を設置又は変更する場合	あらかじめ届出が必要です。	
○消防法	建築物等が消防法上の危険物施設に該当する場合	工事着手前までに市長に申請・許可が必要です。	【下関市】 消防局 予防課 ☎ (083) 233-9113
	圧縮アセチレン、液化石油ガス等の貯蔵・取扱いをする場合	事前に消防署長に届出が必要です。	
○石油コンビナート等災害防止法	石油コンビナート等特別防災区域内に有する事業所の内、特定のものについて、工場等の新設・変更をする場合	事前に総務大臣等に計画等の届出が必要です。	

法律・条令等	内容	手續	問合せ先
○下関市火災予防条例	<p>①少量危険物及び指定可燃物を貯蔵・取り扱う施設に該当する場合</p> <p>②防火対象物の使用開始届</p> <p>③炉、厨房施設、温風暖房機、ボイラー、給湯湯沸施設、乾燥設備、サウナ設備、ヒートポンプ冷暖房機、火花を生じる設備又は放電加工機を設置する場合</p> <p>④急速充電設備、燃料電池発電設備、発電設備、変電設備又は蓄電池設備を設置する場合</p> <p>⑤ネオン管灯設備を設置する場合</p>	<p>下関市火災予防条例施行規則に定める期日前に消防署長に届出が必要です。</p>	<p>【下関市】 消防局 予防課 ☎ (083) 233-9113</p>

4 緑化・景観に関するもの

法律・条令等	内容	手續	問合せ先
○工場立地法 ○下関市工場立地法地域準則条例	<p>敷地面積 9,000 m²以上又は建築面積 3,000 m²以上の規模の電気供給業（水力、地熱、太陽光発電は除く）に係る事業場を新設又は変更する場合</p> <p>(1) 生産施設面積の規制 ・業種の区分に応じた敷地面積の 30%～65%以内</p> <p>(2) 緑地面積の規制 ・区域の区分に応じた敷地面積の 5%～30%以上</p> <p>(3) 環境施設面積（緑地含む）の規制 ・区域の区分に応じた敷地面積の 10%～35%以上</p> <p>※昭和 49 年以前に設置されている事業場には経過措置があります。</p>	原則工事開始日の 90 日前までに届出が必要です。	【下関市】 産業振興部 産業立地・就業支援課 ☎ (083) 231-1357
○景観法 ○下関市景観条例 ○関門景観条例 (色彩含む)	建築物、工作物等の新築、増改築、大規模の修繕・模様替え、外観の過半にわたる色彩の変更等を行う場合	地区ごとの景観形成方針と色彩基準に基づき計画、設計していただき、事前に届出・協議をしてください。	【下関市】 都市整備部 都市計画課 ☎ (083) 231-1225
○屋外広告物法 ○下関市屋外広告物条例（看板）	屋外広告物（看板）を設置する場合	許可申請が必要な場合があります。事前に協議をお願いします。	

5 水道（工業用水道）・下水道に関するもの

法律・条令等	内容	手續	問合せ先												
○下関市水道事業等の設置等に関する条例 ○下関市工業用水道事業給水条例	<p>契約水量は、基本使用水量決定通知書によるものとし、責任水量制（使用しない場合でも契約水量まで使用したとみなす）を採用しています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>第1種</th> <th>第2種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金</td> <td>基本使用水量 36円 30銭/m³</td> <td>基本使用水量 35円 31銭/m³</td> </tr> <tr> <td>特定料金</td> <td>特定使用水量 36円 30銭/m³</td> <td>特定使用水量 35円 31銭/m³</td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td>超過使用水量 36円 30銭/m³</td> <td>超過使用水量 35円 31銭/m³</td> </tr> </tbody> </table>		第1種	第2種	基本料金	基本使用水量 36円 30銭/m ³	基本使用水量 35円 31銭/m ³	特定料金	特定使用水量 36円 30銭/m ³	特定使用水量 35円 31銭/m ³	超過料金	超過使用水量 36円 30銭/m ³	超過使用水量 35円 31銭/m ³	工業用水の受水にあたっては、給水申込み、給水施設設置に関する協議が必要です。	【下関市】 上下水道局 財務経営課 ☎(083)231-8754
	第1種	第2種													
基本料金	基本使用水量 36円 30銭/m ³	基本使用水量 35円 31銭/m ³													
特定料金	特定使用水量 36円 30銭/m ³	特定使用水量 35円 31銭/m ³													
超過料金	超過使用水量 36円 30銭/m ³	超過使用水量 35円 31銭/m ³													
○下関都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 ○下関市下水道事業受益者分担金徴収条例 ○下関市下水道事業区域外流入に関する受益者分担金徴収条例	<p>下水道が新たに整備された区域の土地所有者に対して、土地の面積に応じて、一度だけ負担金・分担金が賦課されます。</p> <p>・負担金の額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>平成17年2月12日において下関市に属する区域</td> <td>300円/m²</td> </tr> <tr> <td>平成17年2月12日において豊浦町に属する区域</td> <td>400円/m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>・分担金の額</p> <p>※平成17年2月12日において<u>豊北町、豊田町に属する区域のみ</u>。詳細は、北部事務所にお尋ねください。</p>	平成17年2月12日において下関市に属する区域	300円/m ²	平成17年2月12日において豊浦町に属する区域	400円/m ²	①賦課対象区域の公告 ②受益者申告書の送付 ③申告書の提出 ④決定通知書・納入通知書の送付 ⑤納付	【下関市】 上下水道局 お客さまサービス課 (業務係) ☎(083)231-1320 北部事務所 (下水道係) ☎(083)772-4028								
平成17年2月12日において下関市に属する区域	300円/m ²														
平成17年2月12日において豊浦町に属する区域	400円/m ²														

6 下関市以外への届出

法律・条令等	内容	手続	問合せ先
○電気事業法	工事開始の 30 日前までに届出が必要です。 ※発電所の種類や出力量等によって、届出を要さないものもあります。	経済産業省産業保安監督部への届出	【国】 経済産業省 中国四国産業保安監督部
○電波法	伝搬障害防止区域に建設する場合で、最高部が 31m を超える場合は、総務大臣に届出が必要です。 ※総務省ホームページで検索可能	着工前に総務省総合通信局への届出	【国】 総務省中国総合通信局
○電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン	系統連系協議・受給契約		中国電力(株)等、電力会社
○航空法	地表又は水面から 60m 以上の高さの発電設備等に航空障害灯、昼間障害標識を設置した場合	国土交通省航空局への届出	【国】 国土交通省 大阪航空局保安部 航空灯火・電気技術課

7 その他留意が必要な点

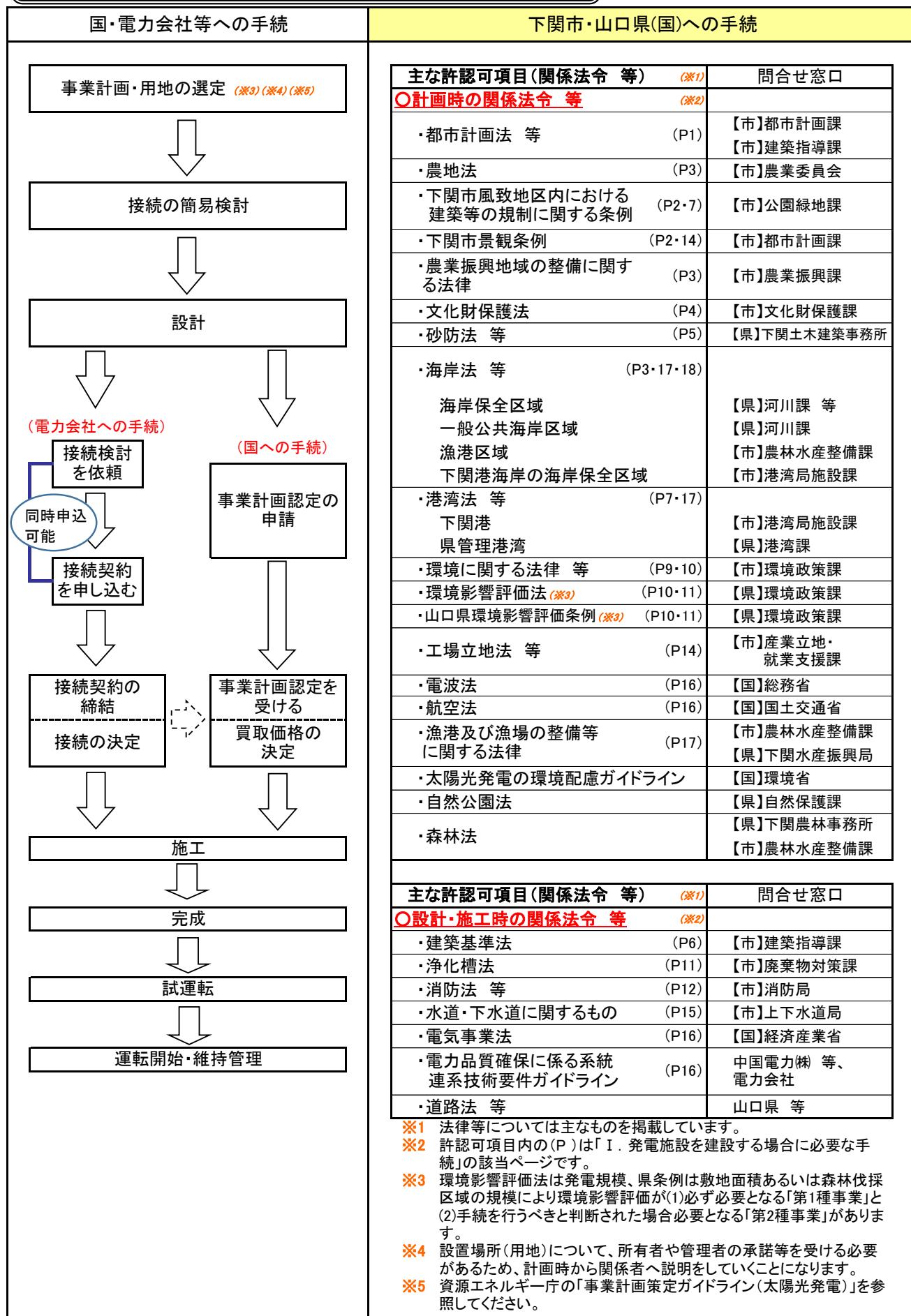
法律・条令等	内容・手續	問合せ先
○港湾法	港湾区域内又は港湾隣接地域での <u>水域又は公共空地の占用</u> についての港湾管理者の許可が必要です。	(下関港) 【下関市】 港湾局 施設課 ☎ (083) 231-4173 (下関港以外) 【山口県】 下関土木建築事務所 維持管理課 ☎ (083) 223-7103
○漁港及び漁場の整備等に関する法律	漁港の区域内の <u>水域又は公共空地において工作物の建設</u> について漁港管理者の許可が必要です。	【下関市】 農林水産振興部 農林水産整備課 ☎ (083) 231-1260 【山口県】 下関水産振興局 ☎ (083) 266-2141
○海岸法	海岸保全区域内又は一般公共海岸区域で施設又は工作物を設けて占用する場合は、海岸管理者の許可が必要です。	【山口県】 下関土木建築事務所 維持管理課 ☎ (083) 223-7103 【下関市】 農林水産振興部 農林水産整備課 ☎ (083) 231-1260 【山口県】 下関水産振興局 ☎ (083) 266-2141 【下関市】 港湾局 施設課 ☎ (083) 231-4173

法律・条令等	内容・手続	問合せ先
○一般海域の利用に関する条例（山口県）	<p>一般海域（港湾や漁港等に指定されていない海域）の占用や工作物の設置等する場合、山口県知事の許可を受ける必要があります。（2020年10月6日許可基準改正）</p> <p>※港湾区域に指定されている海域→港湾局施設課</p> <p>※漁港区域に指定されている海域→農林水産整備課、下関水産振興局</p>	<p>一般海域</p> <p>【山口県】 下関土木建築事務所 維持管理課 ☎ (083) 223-7103</p>
○漁業法	漁業権は物件とみなされ、土地の権利に関する規定を準用します。	<p>【山口県】 下関水産振興局 ☎ (083) 266-2141</p>
○海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関し、促進区域内海域を長期にわたり占用しようとする場合、事前に経済産業大臣及び国土交通大臣の認定並びに国土交通大臣の許可が必要です。	<p>【国】 国土交通省港湾局</p>
○船舶安全法	浮体式洋上風力発電施設を設置しようとする場合、船舶安全法に基づく船舶検査を受ける必要があります。	<p>【国】 中国運輸局 又は登録された船級協会</p>
○道路交通法	発電設備の工事等の際に道路を使用する場合、事前に所轄警察署長の許可が必要です。	所轄警察署
	貨物の運搬時に、車両の積載物の重量、大きさ又は積載方法の制限を超えて運転する場合、事前に車両の出発地を管轄する警察署長の許可が必要です。	車両の出発地を管轄する警察署
○港則法 ○海上交通安全法	海上で行われる工事、作業、行事を行う場合又は工作物を設置する場合、海域により港則法又は海上交通安全法による許可、届出等が必要です。	<p>【国】 門司海上保安部</p>

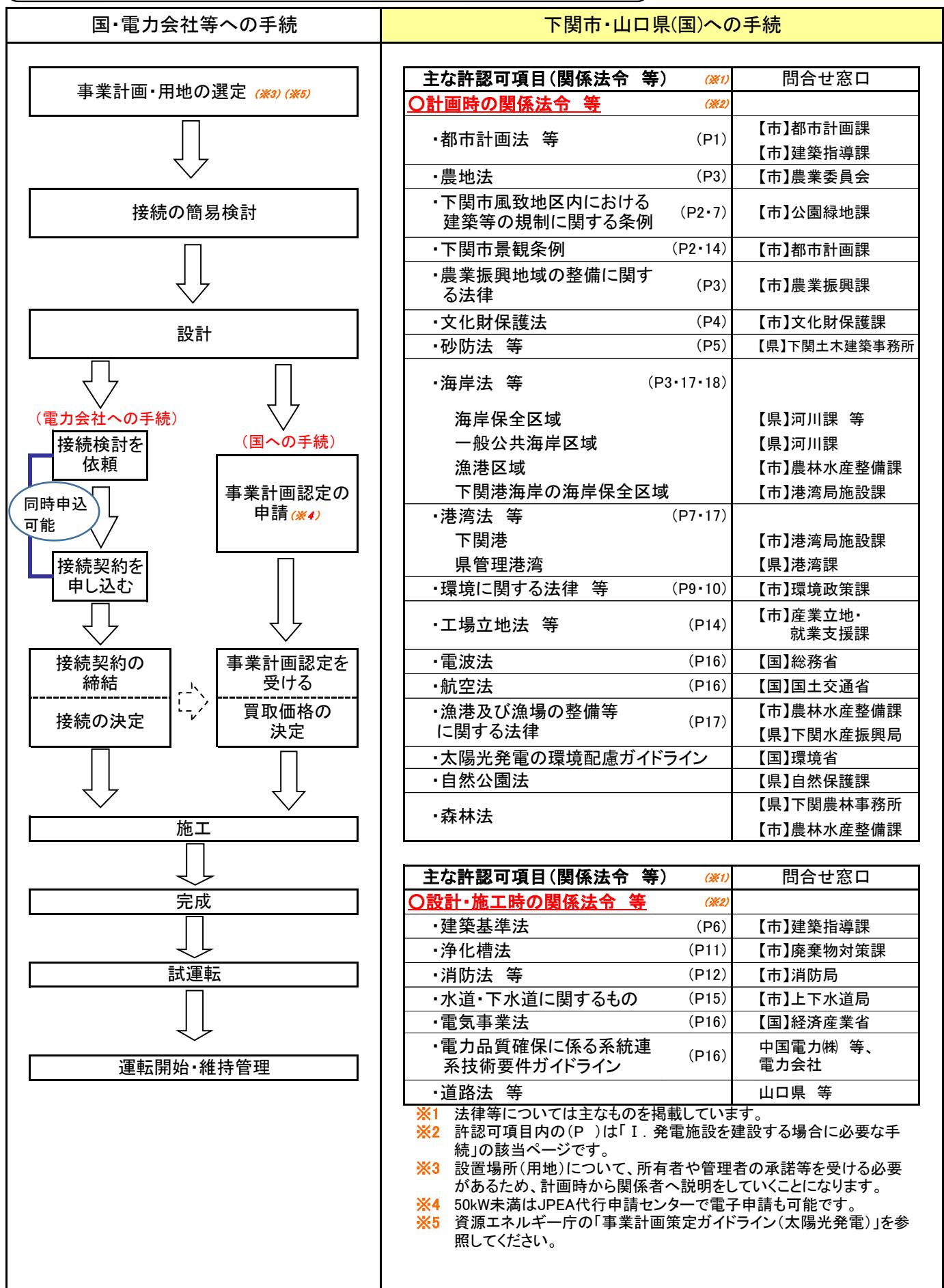
II. 再生可能エネルギー別 導入フロー

※次ページ以降に示すフローは標準的なモデルであるため、詳細は各関係機関にお問い合わせください。

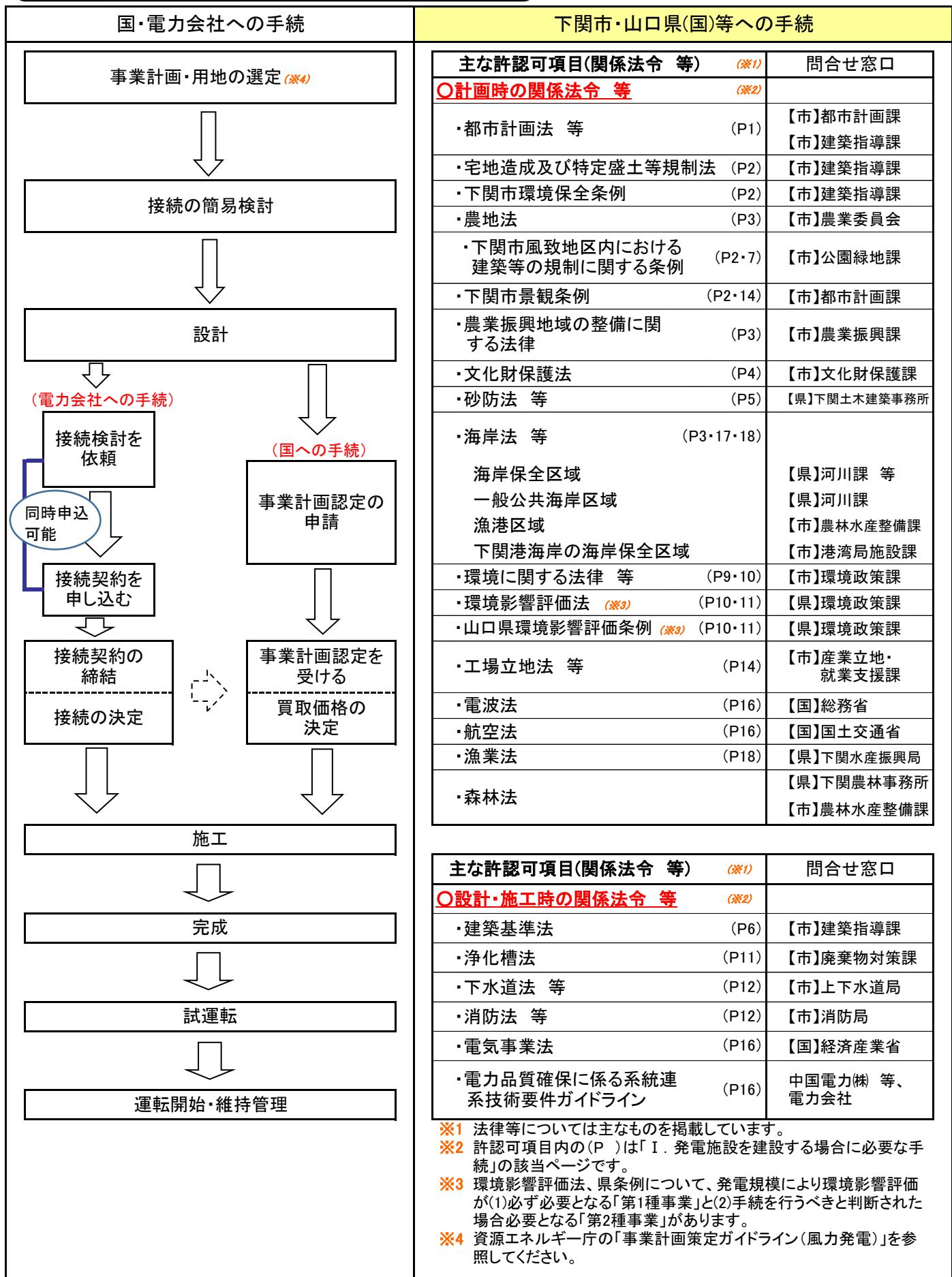
太陽光発電(50kW以上)導入に係る手続フロー図



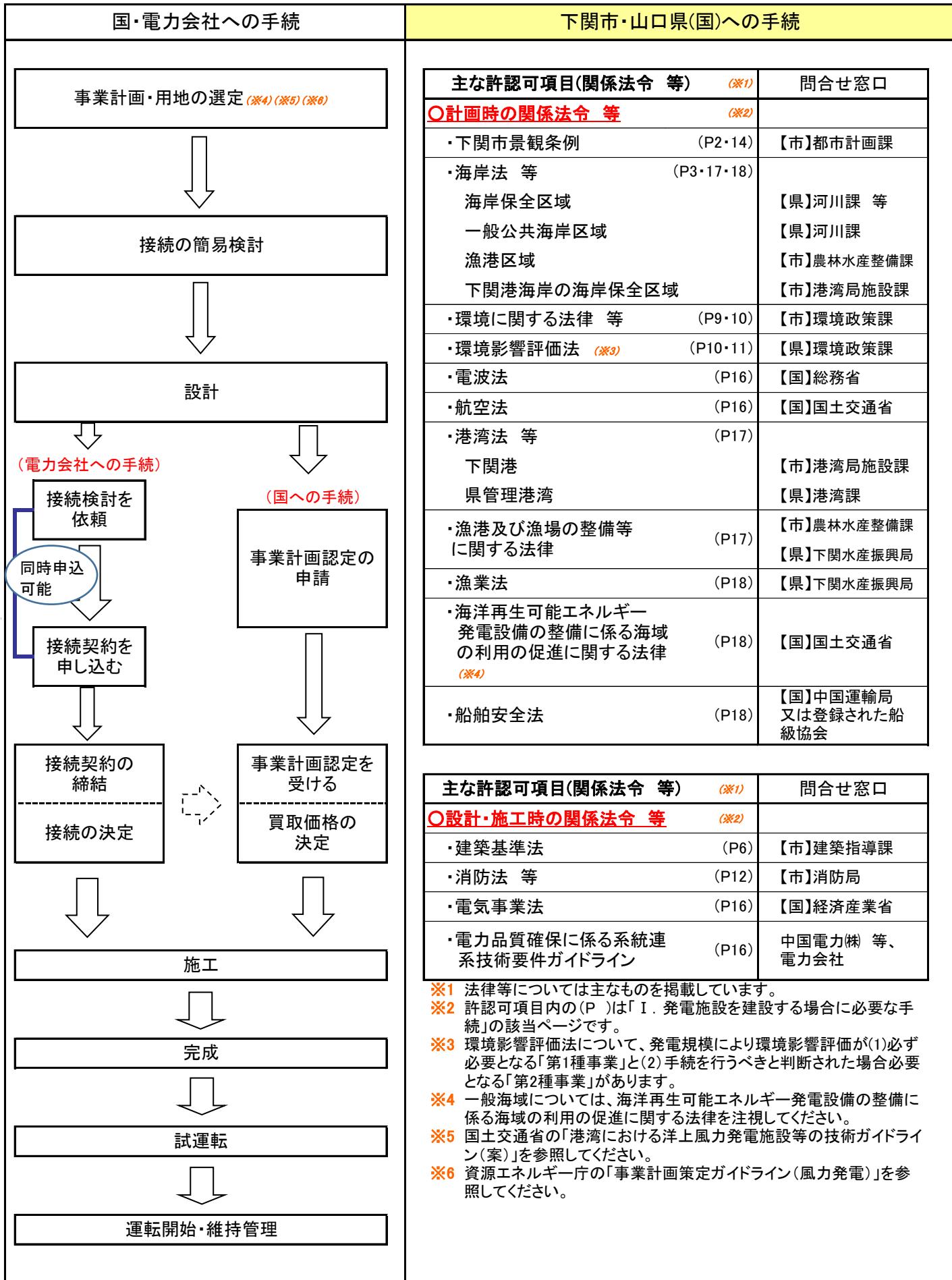
太陽光発電(50kW未満)導入に係る手続フロー図



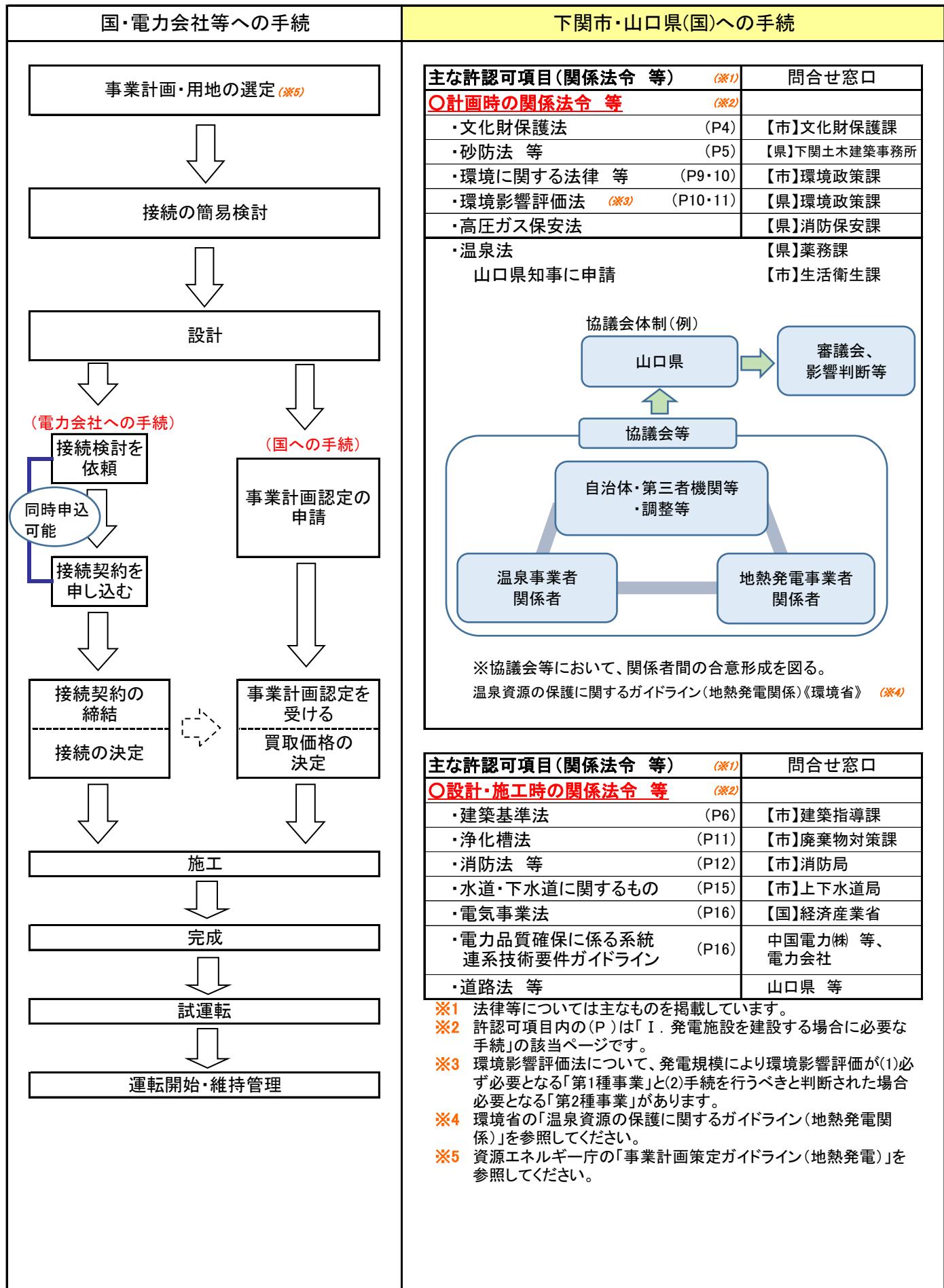
風力発電導入に係る手続フロー図（陸上）



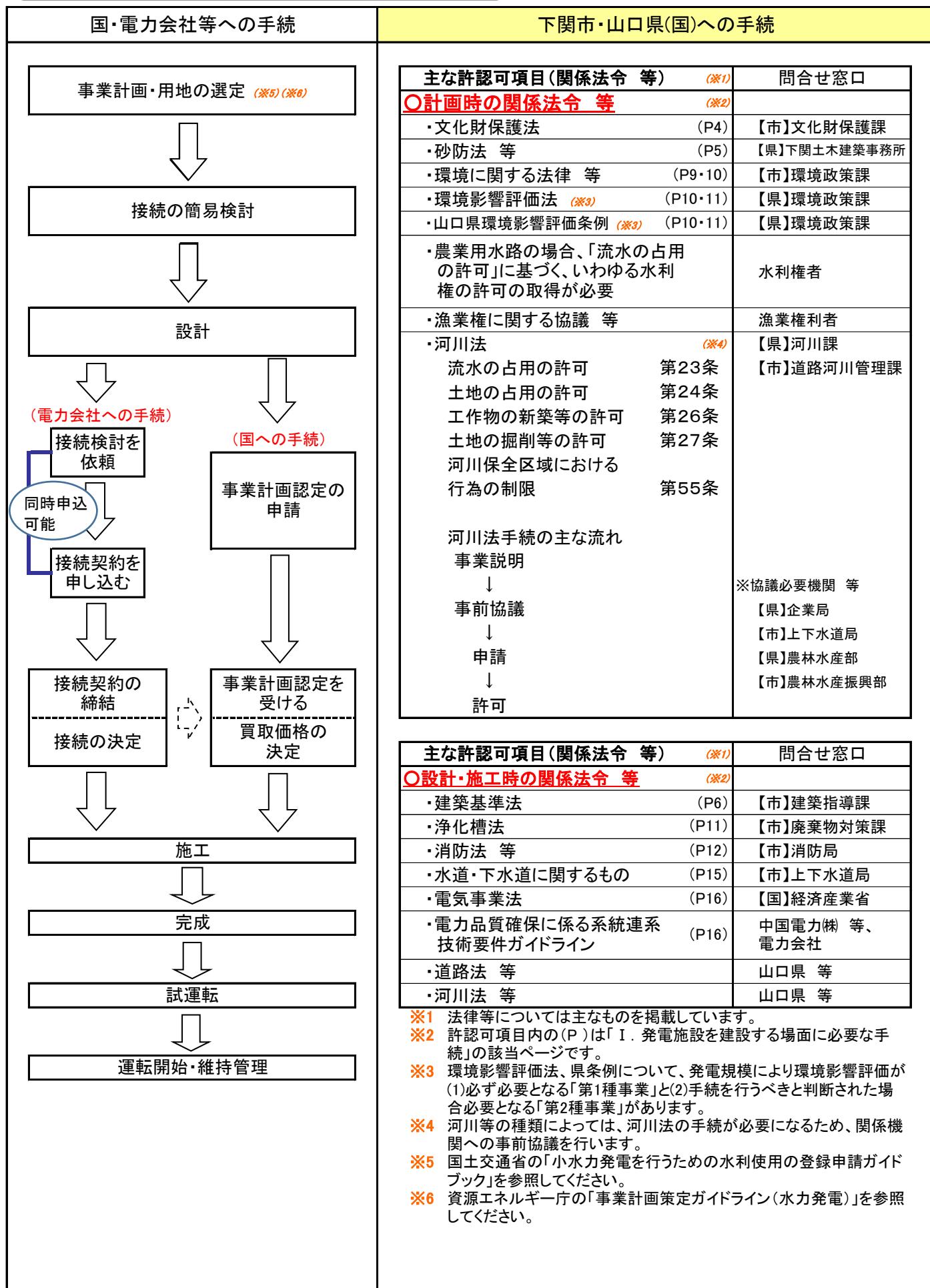
風力発電導入に係る手続フロー図 (洋上)



地熱発電導入に係る手続フロー図



水力発電導入に係る手続フロー図



※1 法律等については主なものを掲載しています。

※2 許認可項目内の(P)は「I. 発電施設を建設する場面に必要な手続」の該当ページです。

※3 環境影響評価法、県条例について、発電規模により環境影響評価が(1)必ず必要となる「第1種事業」と(2)手続を行うべきと判断された場合必要となる「第2種事業」があります。

※4 河川等の種類によっては、河川法の手続が必要になるため、関係機関への事前協議を行います。

※5 國土交通省の「小水力発電を行うための水利使用の登録申請ガイドブック」を参照してください。

※6 資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン(水力発電)」を参照してください。

バイオマス発電導入に係る手続フロー図

